

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に就学等をする子どもの保護者である労働者の休暇取得を支援するため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「則」という。）第 115 条第 1 号の両立支援等助成金として、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を令和 4 年 6 月 30 日までの間に対象となる有給休暇を取得させた場合に支給することとしていたところ、当該助成金の支給対象期限を同年 9 月 30 日まで延長するため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

（1）新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の延長について

- 現在、令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間において、その雇用する被保険者から、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に就学等をする子ども又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと等により出席停止等となった子どもの世話を保護者として行うために有給休暇（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の年次有給休暇を除く。以下「対象有給休暇」という。）の申出があった場合に、当該被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主に対し、則第 115 条第 1 号の両立支援等助成金として新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給することとしているところ（※ 1， 2）。
- 今般、当該助成金について、支給の対象となる対象有給休暇の期限を令和 4 年 9 月 30 日まで延長することとする。

※ 1 対象有給休暇に係る者一人につき、事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額を支給。

※ 2 支給上限：1 日当たり 9,000 円（令和 4 年 3 月以降に取得させた対象有給休暇）

ただし、当該事業主が取得させた対象有給休暇の期間に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する事業所を有する事業主においては、15,000 円を支給上限とする。

（2）その他（経過措置）

- 本省令の施行に当たって、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を上記のとおり延長することから、令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における対象有給休暇については、則附則第 17 条の 2 の 4 の規定による新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース助成金を支給しないものとする経過措置を設ける。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 6 号及び第 2 項

4. 施行期日等

公布日 令和 4 年 6 月下旬（予定）

施行期日 令和 4 年 7 月 1 日